

平成 27 年度 第 3 回千葉県行政改革審議会 開催概要

1 日 時 平成 28 年 1 月 19 日(火) 午後 3 時から午後 5 時 30 分

2 場 所 本庁舎 5 階特別会議室

3 出席者

辻 琢也会長、石井 俊昭委員、泉 登茂子委員、伊藤 義文委員、下井 康史委員、寺嶋 哲生委員、宮入 小夜子委員、村上 典子委員、若松 弘之委員

県：中島総務部長、板倉総務部次長、石渡行政改革推進課長、
柳橋住宅課長、伊藤自然保護課長、小澤県民生活・文化課長、山口
高齢者福祉課長

4 会議の一部非公開の決定

「議題 1 (1) 公社等外郭団体の改革方針の見直しについて」は、不開示情報が含まれていることから、情報公開条例 27 条の 3 第 1 号の規定により非公開とする旨を決定。

5 議 題

(1) 公社等外郭団体の改革方針の見直しについて ※ 非公開

(以後、公開)

(2) 公の施設の見直しについて

(行政改革推進課長が前回の審議について総括説明)

(特に質問・意見なし)

行徳野鳥観察舎（以下、観察舎）

(行政改革推進課長が、審議会あてに提出された要望(団体 2 件、個人 2 件、計 4 件について紹介)

(別紙資料 2-1 により自然保護課長が説明)

【委員】

建物の耐震補強は難しいのでしょうか。

【自然保護課長】

耐震診断を行った業者に試算してもらったところ、直接工事費で8,800万円、間接経費等を含めると1億4千万円程度と見込んでおります。

【委員】

取り壊す場合はどれくらいかかるのでしょうか。

【自然保護課長】

取壊しは、詳しい見積りは取っていないものの、概ね5千万円ほどかかると見込んでいます。

【委員】

行政が実施する事業や設置する施設で、全く無意味なものはあろうはずはなく、必ず受益者がいるわけです。それをどうしていくか、当然のことながら、予算が無限にあるならば全て維持し、拡張できるわけですが、予算がひっ迫している、または今後ひっ迫するであろうと考えられる中で、どうプライオリティを付していくか、がこの行政改革審議会の意味だと思っています。

近年、政府の財政について報道されているところでは、今、日本というのは非常に危機的な財政状況にあり、2020年には実質財政破綻に陥る可能性があるという政府高官が発言しています。

そういった状況においては、事業の必要性についてより強く示さなければならず、施設の存続を要望している方が多いというのは承知しているし、心中お察しするところではありますが、プライオリティを付すとその施設の重要性はさほど高くないと考えています。

予算が許す限り存続できればそれに越したことはないのですが、今後の生産年齢人口の減少等を考えると、ある程度思い切った行財政改革というのは必要と思われ、審議会の趣旨を考えると、この施設について存続は難しいものと個人的には考えています。

【委員】

現在の建物では2階と3階に観察室があるようですが、2階だと見づらいとか3階は見やすいなどがありますか。再建築とした場合、観察するためにどのくらいの大きさのものがことになるのでしょうか。

【自然保護課長】

1 階部分では、湿地に向かって茂みがあるので湿地全体を見ることはできません。3 階まで必要かということはありませんが、少なくとも 2 階建など、ある程度の高さがないと湿地全体は見降ろせないという状況です。

【委員】

ボランティアの拠点となっているということですが、この建物がないとボランティアは活動できないのでしょうか。

【自然保護課長】

観察会は行徳湿地と呼んでいる前面の湿地で行いますが、ここは通常は立入を禁止しており、土・日や団体の予約があった場合は解放し、湿地の中に入れるようにしています。

その際、集合したり、レクチャーを受けたり、ボランティアが準備したりするための屋内のスペースは必要であると考えておりますが、観察舎の脇に、管理人が住居としていた平屋の建物がありますので、事務機能はそちらに移すことを考えております。

ただ、大勢の方が来た場合、トイレや集まる場所がないというのは事実でございます。

【委員】

仮に、今後継続するとした場合、ランニングコストについて伺います。指定管理料が 2 千万円強くらいで推移していますが、観察舎自体の維持管理コストは 400 万程度との御説明がありました。それ以外の約 1,700 万円については、野鳥病院の運営や鳥獣保護区の環境整備の経費ということでしょうか。これ以外に湿地全体の管理経費などは別途、発生しないのでしょうか。

【自然保護課長】

約 2,200 万円については、観察舎自体の管理は 400 万程度ですが、それ以外に野鳥病院の管理運営も含まれます。

また湿地の管理についてですが、汽水域の環境を保つため、淡水を人工的にポンプで供給したり、湿地が乾かないように耕したりするなどが必要となります。これらについては、約 2,200 万円の他に、観察舎の管理運営業務の委託先と同じ NPO 法人に対し、別途、管理委託料約 370 万円を支出しています。その他、鳥獣保護区としての管理についても、別途約 800 万円支出しています。

【委員】

観察舎の利用者数自体は横ばいで推移していますが、例えば利用者に施設利用料を負担いただくとか、そういったことを検討したり協議した経緯はないのでしょうか。

【自然保護課長】

有料化については、把握している限り検討の経緯はありません。

【委員】

記帳から集計した利用者の内訳は、市川市と近隣の住民が7割前後ということですので、愛好家の方々など全国からの利用もあるとは思いますが、便益を享受されている方の多くは市川市民だと思われます。そういった中で、市川市への移譲について協議したけれども不調に終わったということや、市川市が指定管理者をやめたという経緯があるようですので、これらについてもう少し具体的にご説明いただきたい。

【自然保護課長】

平成19年度から21年度にかけて、市川市から、観察舎や湿地を含む行徳近郊緑地といわれるエリアを一体的に管理したいという要望がありました。そういった経緯も踏まえ、平成24年3月に策定した施設の見直し方針も、移譲に向けて市と協議を進めるとしたところです。しかし、底地がほとんど国有地であり、県が借りているということや、県の内部では近郊緑地、河川海岸、鳥獣保護などの所管課がそれぞれ異なり、関係課が多いということもあって、内部の協議がうまくいかなかったという事情もあります。

市としても行革が進み、財政的な面や建物が老朽化などの問題から直ちに引き受けるのは難しいという事情があり、協議が進まなかったところです。

【委員】

耐震補強の場合は費用が1億4千万円、建物をとり壊す場合は解体費が5千万円という先ほどの御説明について伺います。

現在の観察舎が建てられた昭和50年代と比べ、バリアフリーなど、必要とされる設備の状況も変わってきているとは思いますが、現観察舎を解体して新しいものを作る場合、より小規模かつ低コストで建設すると想定した場合の見積りはありますか。

【自然保護課長】

業者に依頼した積算ではありませんが、全国の小規模な建物の状況等を調べた結果、数千万円から設置しているとの情報を得ています。

【委員】

その場合、委託料の 400 万という数字に変更はありますか。

【自然保護課長】

建物が小さくなれば清掃や警備、維持などの面で費用は削減される可能性があると思います。

【委員】

要望書等を見ていると確かに必要性も感じます。

ただし、これはお金がいくらかかるかという問題ではなく、そもそもこういう事業を県がやるのか市町村がやるのかということをはっきり決めなければいけないのではないかと思います。

例えば、房州でクジラが見られるから観察しようとなった場合、県がその施設を作るかという、多分作らない。地方でできることは自力で、そういう時代に入ってきていると思いますので、県が運営する必要があるとは言えないような気がします。

市川市との協議がうまくいかなかったとのことですが、もっといろいろな切り口から検討してはいかがでしょうか。地方創生の時代、市川市でその枠組みを活用することもできると思いますので、そういった方向からもう少し議論を詰めた方がいいと思います。

観察舎を無駄とは言いませんが、県の行政改革審議会という場で認めると言い難いのではないかと思います。

【委員】

東日本大震災の時に、県の様々な施設の耐震性を検査したと思います。浦安や行徳周辺は、当時大変な被害があったと思うのですが、観察舎はなぜ今、このタイミングで耐震性の調査を行うことになったのでしょうか。

【自然保護課長】

東日本大震災では大きな被害はなかったと聞いています。千葉県では、県有建築物について耐震化整備プログラムを策定しており、学校や災害拠点施設などを優先的に耐震改修するというリストがあります。観察舎については規模が

小さいということもあり、優先的に耐震診断を行うリストには載っていないという事情がありました。

震災によるものかどうか定かではありませんが、今回は、柱の方に大きなひび割れが見られたこと、設置から 36 年が経っているという事もあり、建物の老朽化が激しいという状況もあって耐震診断を行ったものです。

【委員】

耐震補強をしなければならないというのは、ここ数年のことではなく、市川市に移譲を検討された頃から話が出ていたと思います。今回の耐震診断は、行政改革審議会の審議対象になるというのがひとつのきっかけとしてあったのでしょうか。

【自然保護課長】

行政改革審議会が契機というわけではありません。老朽化の状況等から心配だったので実施したということです。

【委員】

今後、建物については補強するか、壊して更地にするか、立て替えるか、さらに何もしないというケースもあると思いますが、何もしなかった場合はどうなりますか。

【自然保護課長】

民家が隣接しており、耐震性の悪いものをそのまま置いておくわけにはいけないので、改修しないという事になれば、解体して整地することになると思います。

【委員】

例えば、建物を買収したいという話が出てくれば、民間に移譲する可能性などもあるのででしょうか。

【自然保護課長】

我々も観察舎の必要性は感じているところですので、県の代わりに全て負担いただけるということであれば、選択肢の一つであると考えます。

【委員】

先ほどの発言について、補足します。

政府は、2020 年までにプライマリーバランスを均衡できない場合、財政破綻の可能性があるとしています。消費税を 10%に引き上げ、名目 3 %、実質 2 %の経済成長を達成してもなお、9 兆円足りないというのが政府の公式見解です。

消費税 8 %引き上げ後、昨年 4－6 月期の GDP 速報値でマイナス成長、確定値はゼロ成長ですので、このままいけば 2020 年までにプライマリーバランスを均衡できる可能性というのは、今のところ皆無に近いと考えます。

それを真剣に受け止めれば、かなり思い切った行財政改革をしなければならぬけれども、どの程度のハードルを設定するかにより、県の施設や事業についてどうすべきか、委員としての答え方が変わってくると思います。

これについては、今後、共通認識を持つことが可能であれば、お示しいたきたいと思います。個人的には、今の財政状況が非常に危機的状況にあると認識しておりますので、思い切った行政改革が必要であるというスタンスで意見を言わせていただきました。

【委員】

耐震の問題を考えると、著しく基準を下回る建築物を持ち続けることはできないですし、民間に譲るのも難しいだろうと思います。また、補修や新築に相当な金額がかかるということであれば、財政的な観点のみから言えば、行政改革審議会として存続ということは言いにくいと思います。

一方で、行政は、赤字であっても、例えば法律に基づいてやるべきことはやる、或いは政策的な観点からあえてやる、ということがいくらでもあるわけです。行徳野鳥観察舎がそれに当たるかどうかというのは、行政改革審議会では判断しかねるし、判断してはいけないだろうと考えます。

環境保護や自然保護は儲からなくてもやるという分野の典型例だと思いますが、県の政策的な方針としてやるべきかどうかというのが本来の争点だろうと思います。

行政改革審議会としては、財政的効率性という観点のみから見れば、存続とは言いにくい、ただし、政策的判断として残すことはありうるし、そのためには、いろいろな切り口から検討をいただかないとゴールは見えてこないのだろうと思います。

【委員】

行政改革審議会会長あてに要望書が多数提出されているが、これまでは、要望が直接行政改革審議会に届いて、この場で処理するということはなかったと記憶しています。このような形では処理しきれないので、一義的には、県の関

係課に届いたものを行政改革審議会に諮問するというルートを整備された方が良いのではないかと思います。

【委員】

観察舎の利用者数の傾向は、県内の他市町村の類似施設や、県外の施設に比べると、利用者数は多いのか少ないのか、どういう状況ですか。

【自然保護課長】

近隣にあります谷津干潟自然観察センターについては年間約5万人ということですが、こちらは有料施設です。

県外では、都内に東京港野鳥公園という施設がありますが、24年度で3万8千人、概ね3～4万で推移しているとのこと。

【委員】

市川市が指定管理を務めていた経緯もあり、利用者も、周辺市町村を含め相当の割合を占めていることから、市川市を中心に後継施設を考えて運営してもらえると良いとは思いますが、今回の説明によると財政状況により難しいということですね。市川市の直近の財政力指数や経常収支比率はどうなっているのでしょうか。

【行政改革推進課長】

直近では、平成26年度の財政指標で財政力指数が3カ年平均0.998、経常収支比率は94.9、実質公債費率は0.7となっています。

【委員】

交付税交付団体ですか、千葉県よりは財政力指数は高いということでしょうか。

【行政改革推進課長】

平成27年度は不交付団体で、財政力指数は千葉県より高くなっています。

【委員】

市川市にとって、屋台骨を揺るがすほどの費用負担とは思えないのですが、財政事情により引き受けられないというその理由は判りますか。

【行政改革推進課長】

県と同様、市川市も行政改革を進めているものと思われ、できるだけハコモノは持たないということだと推測されます。

【委員】

年末に耐震性の問題があって休館になったことについては、命を脅かす危険があるので、適切に行われた措置と考えます。

必要性や存続を求める声が寄せられていて、今後どうするかということについてですが、直接利用して便益を受けている方の思いはあるにしても、使っていない方々も税負担をしているわけであり、納得感や公平感を考えると、今後10年、20年先も耐震補強や維持などに大きな財政負担をしてまで県が100%関与すべきということは、行政改革に携わるものとして言いづらいと感じています。

現実性が高いのは、市川市との協議という事だとは思いますが、30数年間、無償で便益を受けてきた野鳥愛好家の方や自然保護活動に携わってきた方、近隣の憩いの場、小学校の学習の場などとして利用された方々にとって、第3の案を模索する、例えば寄附を募るとか、少しずつ負担しあって、昔ほどの規模ではないにしても拠点として存続するなどといったプランを、期限を設けた上で募集・検討し、その中で県の負担を減らしながら、拠点を存続できるような有効なプランがない場合には、やはり県単独での維持管理としては難しいという結論を出すという方法もあるのではないかと申し上げます。

【会長】

行徳湿地は県が引き続き管理をするということと、耐震面で危険性が高いので、現行施設は解体するということをお大前提として、解体に伴って県の公の施設としては、やはり廃止せざるを得ないという状況だろうと思います。

しかし、今までの役割や利用実績もありますので、跡地については県も含めて、市川市等と十分協議し、検討してほしいという付帯意見を審議会として申し添えるという事が、皆さんの意見の大勢だと思います。

ただ、周辺の施設の利活用状況とか、市川市の財政状況とか、もう少し調べた方がいいかと思いますので、今回の議論に基づいて、次回までに事務局でもう少し資料を整えて説明してください。

青少年女性会館（以下、会館）

（別紙資料2－2により県民生活・文化課長が説明）

【委員】

前を通ったりすることもあるのですが、いつも不便な場所だと思っています。利用者が7万人と聞くと意外と多いという気はしますが、本来の目的とはあまり関係のない、例えば単なる貸会議室になっているなどの状況もあると思います。内訳はどうなっていますか。

【県民生活・文化課長】

平成26年度の実績では、青少年関係の利用が3万7千人、その他、企業関係が3万3千人で、ほぼ半数程度です。

【委員】

前は、指定管理者である千葉県青少年協会（以下、協会）について議論がされたと承知していますが、会館の稼働率を上げることが使命のようになって、営業みたいなことをなさっていて、その結果、協会の評価を問われるような、悪循環につながっているのではないかという気がします。また、協会の自主財源を充実させるため、ますます会館の収益を当てにしているのではないかという点も懸念されます。

本来の目的に関して、庁内で議論されていらっしゃるのでしょうか。

【県民生活・文化課長】

協会の存在意義は、県内の青少年の健全育成の中核を担うことにあります。現在、協会の役割の一つとして会館の指定管理業務がありますので、その部分については、大学生のサークルなど、青少年のグループが利用することもあります。使用料収入を上げるために企業等に働きかけることもあるということだと思います。

【委員】

協会も、会館を管理するという責任が外れれば、本来のミッションに注力できるのではないかと思います。建物があると稼働率を上げなければならないということになりますので、それが協会の仕事になってしまうと、県にとってももったいないことになるのではないかと心配しているところです。

【県民生活・文化課長】

会館には、青少年関連団体が入居していたり、また、引きこもりや不登校などの青少年の居場所を確保するなど、そういった部分もございます。

【委員】

会館以外にも、青少年育成のための活動拠点があると思いますが、県内何か所ぐらいで、稼働の状況はどうなっていますか。

【県民生活・文化課長】

県全体ということで、県が設置しているのは青少年女性会館のみです。市町村レベルではそれぞれあると思いますが、現在、手元にデータがありません。

【委員】

会館の設置目的に、女性の社会参加活動の促進を図る、とありますが、具体的に何をやっているのでしょうか。

【県民生活・文化課長】

会議室やホールなどの貸し出しと、県の出先機関である男女共同参画センターが入っており、情報コーナーに図書を置いたり、情報発信なども行っています。

【委員】

現在の場所でなくてはいけないという事はないですね。

【県民生活・文化課長】

女性施策については、当課では担当していませんが、仮に会館が公の施設としての役割を終え、センターが移転するということであっても、他に場所が確保されるのであれば問題ないと聞いております。

【委員】

女性の社会参加の促進という役割が見えないところがありますね。

【委員】

青少年の年齢がどんどん上がっていて、40歳過ぎても青少年の枠にとらえていると伺ったことがあります。ひきこもりとか、精神的な問題をかかえていらっしゃる方などについて、青少年としての対象を定めていらっしゃるのでしょうか。

【県民生活・文化課長】

おっしゃるとおり、現在、青少年の年齢の幅が広がっております。

県では、青少年総合プランに基づき、青少年施策を展開していますが、その中では、基本的には30歳までを対象にしていますが、施策によっては40歳未満を対象としています。総合相談窓口では、ひきこもりの方など、30歳を超えた方からも、相談を受けており、対象とする年齢が上がってきているという印象があります。

【委員】

問題は、そのためにこの会館が必要かどうか、ということですね。

【県民生活・文化課長】

老朽化が進んでおり、耐震性も低い上に、もともと宿泊施設だったということもあり、使い勝手が悪いという問題も抱えていますので、必ずしも現在の会館を使うことに固執しているわけではありません。施策の実施のために必要な場所が、他に確保できるのであれば、会館の公の施設としての廃止について検討していく必要があると考えています。

【会長】

協会と違って、会館を公の施設として廃止することは担当課としても消極的ではないということです。公の施設としては廃止する方向で検討しながら、さらに青少年女性施策をどうやったら推進していけるかという観点で詰めていただきたい、ということで事務局で整理してください。

千葉県生涯大学校（以下、大学校）

（別紙資料2－3により高齢者福祉課長が説明）

【委員】

入学者数の推移を見ると、残念ながら充足率が低いということですが、対象となる方の人口減と連動しているということでしょうか。連動していないとすればどういった要因があると分析しているのでしょうか。

【高齢者福祉課長】

地域活動学部を大きく変更したことが主な原因と認識しています。

深く勉強したいという方や楽しく学びたいという方、いろんなタイプの方がいらっしゃる中で、生活に関することと福祉に関することを一本化してしまったことにより、楽しみたいとか人とのつながりを持ちたいという方のニーズを

満たせなくなってしまうところがございます。逆に、もっと専門的に勉強したいという方のニーズにもまだ応えていない状況ですので、今後、見直しをしていかなければならないと思っています。

地域活動学部については、しっかり勉強したい人、仲間作りとか人とのコミュニケーションを図りたい人に対し、コースや学科を分けていきたいと考えています。条例改正を伴いますので、直ちにというわけにはいきませんが、千葉県生涯大学校マスタープランが平成 28 年度に終わることも考慮し、見直しを行っていきます。

【委員】

学部の統合が平成 25 年度からということであれば、平成 25 年度から数字が落ちるはずですので、今の説明と必ずしも一致しないと思いますが、やはり要因としてはニーズの多様化ということになるのでしょうか。

【高齢者福祉課長】

受講者の口コミにより地域活動学部が面白くないという話が広まると、それによって徐々に入学希望者が減っていくということがございます。

【委員】

一方で、園芸・陶芸の入学者数を見ると、8 割強で推移しており、関心が高い分野だろうと思います。生涯大学校の園芸・陶芸コースと、民間が提供するカルチャーセンターなどを比べると、値段の問題はあると思いますが、その他にレベル感や質の違いというものはあるのでしょうか。

【高齢者福祉課長】

大学校ですので、園芸と陶芸だけやればいいのではなく、地域で活躍するために必要な授業も設けています。また陶芸については、昔からやっていることから能力の高い先生がいますので、民間と比べてもレベルの高いものであると考えています。園芸についても、興味があるものだけではなく、花や植木など広くマスターしていただきます。

【委員】

価格にインセンティブがあるということですが、財力・資力で制限を設けているということはあるのでしょうか。

【高齢者福祉課長】

制限は設けておりません。また、カルチャーセンターは東葛飾や千葉に集中しており、県南地域や県東地域に園芸や陶芸は少ない状況です。

【委員】

県の事業として、費用がかかったり充足率の問題はあるにしてもやり続けていく意味があると考えている、という理解でいいのでしょうか。

【高齢者福祉課長】

地域で活躍する高齢者はますます重要となっていくので、カリキュラムの見直し等を図っていきたいと考えています。

【委員】

1年で終わりということですが、同じ人がもう1回入学できるのでしょうか。

【高齢者福祉課長】

同じ人が同じ学部に入ることはできますが、抽選になった際は、初めて申しこまれた方が優先となります。

【委員】

1年では足りないので少し勉強したい、スキルを高めたいという要望などはあるのでしょうか。

【高齢者福祉課長】

陶芸と園芸に関しては、別途、指定管理者の自主事業として講座が開設されており、有料で更に専門的に勉強していただくことが可能です。

【委員】

教授陣をみると、きちんと大学校としての体制を取られているようですが、そうすると人件費がかかると思われます。職員の中には、教授も含まれていますか。

【高齢者福祉課長】

陶芸・園芸には、職員に教授がいます。地域活動学部については、一般的には外部から講師をお呼びしています。

【委員】

そうすると、授業料収入に対して、かなりの金額を給与として払っているということになると思います。地区によっては充足率にかなり差が出ていますが、一般の大学でも、生涯教育のために地域で様々な講座を開設しており、大勢の方が集まってくるところもあれば、場所によっては集まらないところもあります。大学には学位を取ることができるプログラムもあり、生涯教育を受ける機会がある地域ではある程度カバーができるはずですので、あえて県がやる必要があるのかとは思いますが。

【高齢者福祉課長】

御指摘のとおり、例えば千葉市は生涯学習が充実しており、そのようなところは見直さなければいけないと思いますが、調べた限り、市町村レベルで同じ機能を持つことは難しいと考えています。

【委員】

柏市にも市民大学があり、地域活動に力を入れています。卒業生が地域コーディネーターとして市役所の中で一緒に活動されていたりと好循環になっていると思います。

県が関与しないと地域活性化に結び付かない場合もありますし、園芸や陶芸は実習が必要だとは思いますが、千葉県は、幕張に放送大学などもあって、テレビで学習して全国各地で単位を取得したりもできますので、それらを活用し、相互に補完しながらプログラムを充実させていくことも検討されてはいかがでしょうか。

【高齢者福祉課長】

大学校でも、市町村との連携という点では、コーディネーター9人をそれぞれの学園に配置しています。まだ3年ですが、今後、市町村と補完し合いながら、充実させていきたいと考えています。

【委員】

入学の対象年齢を55歳に引き下げたと思いますが、入学者数を増やすために無理やり引き下げたということはないでしょうか。定年が60歳で、その後の雇用も見込める中、対象を55歳に広げるということはどうかと思います。

もう一点は教育の中身についてですが、今は、本格的に歴史の勉強をしたいなどという人は、退職後、一般の大学の夜間部に通うなど、そういった方が大勢いると思います。

生涯大学校は、仲間の付き合いを大事にしようとか、そういう人が多いので

はないかと思しますので、メリハリをつけたほうがいいと思います。

【高齢者福祉課長】

55 歳にした理由ですが、特に男性については、退職後いざ地域に顔を出そうとしてもなじめないということがありますので、その観点から下げたということです。当時、年齢引き下げについて議論した時にはそういう意見があったのですが、結果としてあまり希望者がいなかったということです。

また、大学校の設置目的ですが、御指摘のとおり広く仲間づくりを図ることが重要な要素の一つですので、目的に沿った見直しを行ってまいります。

【委員】

事務局としては、こういった形で見直しをすれば充足率が上がると考えているのでしょうか。

【高齢者福祉課長】

まず、演習を増やしていくことを考えています。もう一つは、楽しみの部分が少なくなりすぎましたので、調理など、そういった授業も増やして、楽しみながらできるようにすることを考えています。

さらに、楽しみたいという人と、厚く勉強したいという人に対して、それを一つの学部でやるというのは無理がありますので、次回の見直しではそれを分けるなど、工夫したいと考えています。

【委員】

例えば調理をやるにしても、地域の素材を使って名物料理を作ったり、地域活動学部テーマを持ち込み、地域にお披露目の機会があったりと、プロジェクト型(PBL)で身近に成果を感じられるものを検討されると良いと思います。

また、60 歳近くになると親の介護の問題も出てきますので、介護の資格が取れるなど、実践的かつ気が付いたら地域に役立っているといった流れができれば、地域とのウィンウィンの関係が築けるのではないかと思います。

【高齢者福祉課長】

御指摘のとおり、有識者会議でも、地域ごとの特色があつていいのではないかと、という意見をいただいておりますので、次回のマスタープランを見直す際のポイントとしてまいります。

また、地域ごとに課題も異なりますので、課題を自分たちで研究し、テーマも自分たちで決めて授業に結び付けていく、というようなやり方も検討してい

きたいと思います。

介護につきましては、健康生活支援講習というものがございます。国家資格とまでは行きませんが、介護技術が習得できますので、そういったものも引き続き取り入れていきたいと考えています。

【会長】

首都圏でも高齢者が増え、人口の4割が高齢者、そのうち3分の2が後期高齢者となっていく中で、生涯学習活動は大きな比重を占めますので、それを支える産業や機関は何があるかということは更に模索していく必要があると思います。

そうした中で、県がどういう役割を果たせるかについては、トライアンドエラーを繰り返しながら、これまで行われていた改革を慎重に見ながら、引き続き試行してみるという事だと思います。

充足率が引き続き低いようであれば、中途半端に縮小してもますます魅力が乏しくなりますので、思い切った見直しも必要になるという事で、今後の改革のあり方も念頭に、引き続き見直しを続け、効果的な運用を図るという方向が今回の結論になるかと思っています。

以上のことを事務局で整理していただいて、次回提示してください。

6 報 告 （ ※ 進行の都合上、実際は5（1）の後、公開により報告） （別紙資料3「千葉県の組織・人材改革の推進に関する提言書」により総務課長が説明）

（特に質問・意見なし）

7 その他 （なし）

以上